

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第121号
事故等種類	衝突（棧橋）
発生日時	平成24年12月20日 08時00分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港 山口県周南市所在の徳山下松港トクヤマ南陽工場導灯（前灯）から真方位180°350m付近 （概位 北緯34°03.3′ 東経131°46.9′）
事故等調査の経過	平成25年7月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 大黒丸、186トン
船舶番号、船舶所有者等	133605、株式会社竹弘海運
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷船尾部に凹損 棧橋 擦過傷
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、船首約0.40m、船尾約2.60mの喫水で徳山下松港のトクヤマ南陽工場粘土2号棧橋（以下「本件棧橋」という。）で左舷着けの状態から離棧作業中、船長が船橋で操船に当たり、右舷船首錨を揚錨していたところ、平成24年12月20日08時00分ごろ本件棧橋に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	船長は、通常、揚錨と同時に機関を前進としていたが、本事故当時、機関を中立にしていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、徳山下松港の本件棧橋において、左舷着けの状態から離棧作業中、右舷船首錨を揚錨する際、船長が機関を中立にしていたことから、左舷船尾部が本件棧橋に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、徳山下松港の本件棧橋から離棧作業中、右舷船首錨を揚錨する際、船長が機関を中立にしていたため、左舷船尾部が本件棧橋に衝突したことにより発生したものと考えられる。